

障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例（愛称：ひょうご・スマイル条例）の概要

1 目的

障害者等の生活に必要な情報の取得や利用、意思疎通の多様な手段の確保に関する取組を促進し、もって県民誰もが安心して暮らし、自己決定による能動的な社会参加ができる環境を整え、ユニバーサル社会づくりの推進に寄与する。

2 基本理念

- 障害者等に対しては、生活における多様な意思疎通等の手段が確保され、自らが望む意思疎通等の手段を選択する機会が確保されなければならない。
- 生活における多様な意思疎通等の手段の確保は、障害者等だけでなく、全ての人の問題であることを認識し、相互の個性と人格の違いを理解し、互いに尊重することを基本として行わなければならない。

3 各主体の役割

県	基本理念にのっとり、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する総合的な施策を策定・実施
市 町	基本理念及び県の計画を基本とし、施策を策定・実施
事業者	基本理念に対する理解を深め、自らの事業活動において、障害者等の意思疎通等の手段の確保に努力 特に、情報通信関係事業者は、役務の提供や機器の製造等に当たって、障害者等の利用の便宜を図るよう努力
県 民	基本理念に対する理解を深め、県や市町が実施する障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策に協力

4 計画の策定及び推進

- 知事は、障害者等の意見を聴いた上で「障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する計画」を策定・公表
- 県は、計画に基づき次の施策を実施するとともに、行財政上の措置を講ずる。
 - ・ 県の情報発信における障害者等が円滑に情報を取得できる配慮
 - ・ 災害その他非常の事態の場合における多様な手段による情報発信
 - ・ 情報通信技術を活用した意思疎通等を支援するための施策
 - ・ 手話通訳、点訳等意思疎通支援を行う人材の養成
 - ・ 意思疎通等の手段の確保に関する啓発や手話、点字等の学習機会の提供
 - ・ 障害者等を支援する団体に対する情報の提供その他の必要な支援
- 知事は、毎年度、計画に基づく施策の実施状況を公表

手話「ありがとう」



5 施行日

平成 30 年 4 月 1 日